

総合リハビリテーション支援拠点施設整備基本計画(中間案)に係るパブリックコメント実施結果

- 1 意見募集期間 令和5年12月20日～令和6年1月9日
- 2 意見提出者3人・1団体 計23件
- 3 主な意見とこれに対する府の考え方

整理番号	項目	意見(提案)の要旨	対応	京都府の考え方
1 2	新拠点における基本理念・整備すべき機能の方向性等	<p>・基本理念を実現するため、医療・福祉等の各機関の連携について充分にご議論いただき、各分野の諸制度を活用しつつ、利用者区分によって限定・分断されないシームレスなサービス提供や、福祉と医療の連携による京都府ならではの共生社会の実現に向けて進めていただきたい。</p> <p>・医療・保健・介護・障害福祉との繋がりを整備し、共生社会の中で、難聴者も含めて社会参加が出来るような仕組みを整えてほしい。</p>	修正なし	医療・福祉等の連携を進める中で、御意見をいただいているような利用者へのシームレスなサービス提供や共生社会の実現に向けて取り組みます。
3 4	部門別計画・心身障害者福祉センター・洛南寮	<p>・障害者支援施設「あしはらの丘」や洛南寮について、想定される機能として「施設の機能強化」や「地域移行支援」が強調されていますが、「地域貢献」、「地域交流」、「施設機能の地域への提供」の観点からの記述は必ずしも十分ではないと感じる。</p> <p>・平成28年の社会福祉法改正において、社会福祉法人制度改革の柱として「公益性や非営利性の徹底」、「国民に対する説明責任」と並んで「地域社会に貢献する法人のあり方の徹底」が示されて以降、福祉施設の地域貢献は重要な課題として各地で取り組まれています。府立施設であるあしはらの丘や洛南寮の「地域貢献」機能について、より積極的に検討されることを期待したい。</p>	追加・修正	関係施設と連携することで地域交流を進め、地域貢献に取り組みます。
5		<p>・「3(2)整備すべき機能の方向性等」には、「イ」に高齢者・障害者等施設機能の強化に入所者中心の内容の記載はあるが、障害児に対する医療・福祉の連携や、在宅の高齢者・障害者に関する具体的な方向性は示されていない。この拠点において、障害児の成人後のサポートをシームレスに行える機能を備え、医療と福祉が連携して基本理念にある障害児・高齢者等が地域で安心して生活できる共生社会の実現を具体的にイメージできるような内容も含めていただきたい。</p>	対応済	小児リハビリテーションにおける府立こども発達支援センターとの連携体制の構築や在宅リハビリテーションや住宅改修、各種介護機器等の地域移行推進に向けた相談機能など、障害児・高齢者等が地域で安心して生活できる共生社会の実現ができるように具体的な機能を深めていく方向で検討いたします。
6	部門別計画・附属リハビリテーション病院	65歳以上の5人に1人は難聴と言われる中、中軽度の難聴者対策が必要。難聴者に特化したリハビリテーション支援を検討してほしい。	修正なし	聞こえの助言や補聴器の指導などの対応も含めて、難聴者に対応したリハビリテーションを検討いたします。
7	部門別計画・附属リハビリテーション病院	附属リハビリテーション病院の診療体制を充実してほしい。 現在、内科の医師が不在となっているため、来患者が手術の適応となり術前検査をするにしても、隣の病院の(南京都病院)内科の医師に術前の心臓機能評価をしてもらわなければならない、治療が完結できないと言うことは、患者にとって不便なことである。	対応済	現施設における診療科は継続しつつ、休診中となっている内科の診療体制を確保する方向で検討いたします。

整理番号	項目	意見(提案)の要旨	対応	京都府の考え方
8	部門別計画・ 附属リハビリ テーション病院	医療機器が古くなっているため、医療機器を刷新する必要があるのではないか。	修正なし	必要な病院機能に応じて、医療機器の更新等を行います。
9		障害者や高齢者が地域で安心して暮らし続けるための相談支援を掲げているが、その具体的な方策が障害者の相談支援事業所に窓口を設けるとだけ記載されているため、障害者支援に偏った相談窓口になるのではないかと危惧している。総合的な相談に対応出来るような広がりや専門性を併せ持ったワンストップの窓口を既存の機関・事業所の枠にとらわれず、新しく設置されるよう要望したい。	修正なし	総合的な相談窓口など福祉と医療等がシームレスに連携し、利用者に最適なサービス提供ができる機能をさらに具体的に検討いたします。
10		「自動車運転練習場」は意見聴取会議では打ち出しがあったが記載がないのではないか。	修正なし	職業リハとしてドライブシミュレータによる運転再開支援等を想定しています。自動車運転練習場については、運転免許試験場などの関係機関と連携して検討します。
11		心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院は公立病院であり、様々な事情から民間の医療機関が受入をためらわざるを得ない患者を積極的に受け入れる役割を果たすことは必要。一方で、民間病院で受入が難しい症例として脊髄損傷が挙げられていますが、こうした症例の専門病院として位置づけられ、期待される他の機能を果たすことが難しくなることのないよう慎重な検討を要望したい。	修正なし	京都府立医科大学附属病院と連携して、高次脳機能障害専門外来といった特色を活かした多様な医療サービスの提供を行うとともに、障害者支援施設「あしはらの丘」や洛南寮入所者への医療提供を行います。
12 13		部門別計画・ 附属リハビリ テーション病院	・附属リハビリ病院の手術機能について「手術内容も含め、引き続き検討」とされているが、整形外科を標ぼうし、かつ急性期から維持・生活期まで継続した治療・リハビリテーションを提供(P30)することが想定されている医療機関において、手術部門が縮小され、症例が減少することは、想定機能が十分に果たせないのではないか。 ・地域の医療機関として多様な手術症例を受け入れてきた経過からも、手術機能の維持は必要です。 今後も、手術療法が必要な患者に対して、適切なタイミングで手術と術後のリハビリテーションを同一敷地内で切れ目なく提供していく必要があることから、手術機能の維持の明記を要望。	対応済

整理番号	項目	意見(提案)の要旨	対応	京都府の考え方
14	部門別計画・ 洛南寮	「ウ 想定される主な諸室」において、養護と救護の内容や表示が異なっているので、書きぶりについてご確認いただきたい。	追加・修正	同様の機能の施設で名称が異なっているものについては名称を統一いたします。（「共同生活室」を「多目的ホール」に修正いたします。）
15		・「多目的ホール」(養護P32)と「共同生活室」(救護P33)の違いがわかりにくい。	追加・修正	同様の機能の施設で名称が異なっているため、名称を「多目的ホール」に統一します。
16 17		・救護施設に記載のある「リハビリルーム」は養護老人ホームにも必要 ・救護施設には、生活訓練室も必要だが、記載がないのではないかな。	追加・修正	「想定される主な諸室」を抜粋して記載しているものであり、必要な施設全てを記載しているわけではないことを御理解願います。養護老人ホーム、救護施設として設置する必要がある施設については設置する方向で検討いたします。
18		・エントランスホールとして地域交流室を設置するなど共有部分が必要ではないか。	修正なし	「地域交流室」については、総合リハビリテーション支援拠点施設全体の「共有施設」としての設置を検討いたします。
19		・「多目的宿泊施設」は個別施設ではなく、全体的な共用施設ではないか。	追加・修正	「多目的宿泊施設」については、救護施設のみ個別施設として想定しているわけではありませんので、「多目的宿泊施設(感染症発生時職員待機室等)※共用施設」に修正いたします。
20	部門別計画・ 洛南寮	洛南寮に設置されている救護施設は、生活困窮者をはじめ様々な生活課題や福祉課題等を抱え総合的な支援を必要とする利用者に対する支援や訓練を行う生活保護法に基づく府内唯一の施設として役割を果たしている。 この基本計画の対象となる諸施設の中でも、その重要性は他施設に遜色ないものと思いますので、今後の検討において、救護施設にかかる議論が一層積極的に行われることを期待したい。	修正なし	御期待に沿えるよう検討いたします。
21 22	補装具調整・ 更生相談部門	・他の対象施設・事業所が心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院との連携の必要性について触れられていますが、救護施設については、医療との連携を進める旨の記述が弱いように感じますので、より深く検討され、必要な記述がされることを要望したい。 ・ア 概要に養護老人ホームにある「精神科との連携」を追加いただきたい。	追加・修正	「ア 概要」に「(オ) 附属リハビリテーション病院と連携し、専門的、具体的な機能回復訓練の充実によって、住み慣れた地域に戻り自立した生活を送るための支援を強化します。また、精神疾患を有する利用者への精神科によるサポートの充実を図ります。」を追加記載いたします。
23		「心身障害者福祉センター補装具調整・更生相談部門」について、京都府の身体障害者更生相談所の機能を民間事業者が担うことになるのか。	修正なし	身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法の規定により都道府県に設置義務があり、引き続き、京都府が相談所の機能を担います。